

はり、きゅう、マッサージ等施術費助成のご案内

- 目的 家庭で寝たきり状態の方を介護している方や一人暮らしの高齢者に、はり、きゅう、マッサージなどの費用を助成し、心身の疲労回復、健康保持を支援します。
- 対象者 (1) 65歳以上で一人暮らしの方
(2) 6ヶ月以上寝たきり状態にある20歳以上の方の介護者
(3) 重度認知症高齢者で寝たきりと同程度であると判断される65歳以上の方の介護者
※前年度介護慰労手当を受給世帯は除く
- 助成額 1枚1,000円の利用券を、年間12枚を上限として交付します(交付枚数は交付月により異なります)。
- 対象施術 市長が指定した施術者による、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうの支払に利用券を使えます。
※1回の施術につき利用できる枚数は1枚です。
※各月毎にお一人が利用できる枚数は1枚です。
※医療保険の給付対象となる施術を受けた場合は利用できません。
- 利用手続 (1) 長寿福祉課、最寄りの支所、または地域包括支援センターにある「在宅高齢者等支援事業申請書」で申請してください。
(2) 家庭訪問による面接調査を行います。
※面接の結果、対象者の状態が利用基準に合わない場合は利用をお断りする場合があります。
(3) 福島市から対象者に利用券を送付します。
※翌年度からは更新申請により、利用券を交付します。

お問い合わせは・・・

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市役所 長寿福祉課 長寿支援係

TEL 525-7657 FAX 526-3678